

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホ-ムペ-ジ http://www.ku-union.org/

2021年7月28日

通巻1287号

この号の内容

- 2021年度選挙公示

2021年度執行委員選挙 公示

2021年度の金沢大学教職員組合執行委員選挙が公示されました。投票期間は、7月30日(金)～8月5日(木)午後5時です。候補者の方々を紹介します。

組合員 各位

2021年7月28日

金沢大学教職員組合
選挙管理委員長 山口 善成

公示

2021年度の金沢大学教職員組合役員候補者が下記の通り確定しました。投票は信任投票となります。

記

1. 役員候補者

執行委員長	岩崎 宏	理工学系支部(数物科学系)	教員系
副執行委員長	岡本 博之	医学系四分会(保健学系)	教員系
書記長	和田 一哉	角間北支部(経済学経営学系)	教員系
書記次長	草場 勇介	附属学校園支部(幼稚園)	教員系
会計委員	小幡 正雄	理工学系支部(数物科学系)	教員系
執行委員	佐藤 文彦	角間北支部(歴史言語文化学系)	教員系
執行委員	南保 英孝	理工学系支部(電子情報通信学系)	教員系
執行委員	早津 裕貴	角間北支部(法学系)	教員系
監査委員	古舘 英樹	理工学系支部(物質化学系)	教員系
監査委員	森 祥寛	理工学系支部(学術メディア創成センター)	教員系

2. 投票期間：7月30日(金) 午前9時～8月5日(木) 午後5時
3. 投票場所：各支部・分会の選挙管理委員が指定する場所
4. 開票日：8月5日(木) 午後5時半～
5. 開票場所：組合本部会議室(角間)



候補者を紹介します⇒

執行委員長

岩崎 宏 さん

岩崎さんは流体力学の専門家で、計算機を駆使して流体の運動などに関するシミュレーションを中心に研究を進められています。学類では海外の複数の大学との交流協定の策定に関わられたりや教務学生委員を務められるなど大変お忙しい中にもかかわらず、今回委員長を引き受けてくださいました。本会ではこれまで副執行委員長を務められるなど本会の活動についての経験も豊富で、大いに活躍していただくと期待しています。(S)

書記長

和田 一哉 さん

組合役員候補者として、和田一哉さん(経済経営学系 国際学類)を推薦します。和田さんの研究者としての専門分野は開発経済学、特にインドにおける貧困問題や社会開発の数量経済学的手法に基づく分析・考察です。数理経済学者らしい沈着冷静な側面と、いつも微笑みを絶やさぬ豊かな感受性とを併せもった、国際学の若手ホープです。既に北支部役員としても活躍していただき、この度満を持しての本会役員デビューとなりました。和田さんが今後、組合を支える大きな柱となってくださることを期待しています(I)。

会計委員

小幡 正雄 さん

小幡さんは物性物理に関する理論的研究を数値実験という形で、計算機を用い第一原理計算という手法により行っています。これまでいくつかの委員会と一緒に仕事をする機会を持ちましたが、その際とても丁寧に正確に作業を進めておられたのが印象に残っています。小幡さんは数物科学系の教員の中でも極めつけの若手教員です。残念ながら老齢化しつつある組合に新風を吹き込んでくださるであろうと期待しています。(S)

執行委員

早津 裕貴 さん

早津さんのご専門はドイツ労働法であり、とくに公務労働を中心に研究されています。緻密な分析が高く評価されて、著名な賞を受賞されました。国立大学法人の労働問題では、何かと公務員の基準が引き合いにだされることが多いので、色々と有益なアドバイスをしてくださることでしょう。法学部・法学類設立以来の長身(推定)で、見た目通りの好青年です。食べること、飲むことが大好きとのことですのでコロナ終息後には懇親会も盛り上げてくれると思います。自信をもって執行委員に推薦します。

(同僚M)

副執行委員長

岡本 博之 さん

岡本さんは、保健学類で物理学を専門とする教員で、放射線技術科学専攻に所属しておられます。自然科学研究科でも研究をしておられることもあり、角間での知り合いも多いようです。本会、分会ともに役員を経験されており、鶴間と角間の両方の事情が分かっている方です。畳み掛けるような活発な発言はされませんが、ツポにはまると鋭い突っ込みも有りますので、できるだけツポを見つけてあげると十二分に能力を発揮していただけると思います。(XX)

書記次長

草場 勇介 さん

草場勇介さんはとても心あたたかい、われら幼小部会が誇るべき人材です。同僚および保護者から絶大な信頼を得ております。草場さんであれば、責任をもって職務を全うしてくれるかと思えます。(F)

執行委員

佐藤 文彦 さん

人文学類の専任教員でいらっしゃる佐藤文彦先生は、ドイツ語圏の文学をご専門とし、そのなかの児童文学を一つの柱にしてご研究を進めていらっしゃいます。いつも気さくで朗らか、とても話しかけやすい先生ですが、時々お話をさせていただくと、その中に、大学その他をめぐる様々な現状について、先生の豊かな見識や確固とした持論を伺うことが多々あります。今回、本会役員として、先生ご自身のそうした見識や持論に基づいて組合活動を担っていただけるなら、必ずや我々の組合を正しく導いて下さるだろうと確信しております。(F)

執行委員

南保 英孝 さん

南保先生は外見上は大変穏やかな感じのする方です。かなり前から組合活動やそのほかの様々な活動と一緒にさせていただいていますが、どの活動でもその物腰は変わりません。しかしただ穏やかなだけでなく、大変責任感の強い一面もお持ちで、困ったときにはいつも周囲に助け舟を出してくれる方です。周りにいる者としてはあまり頼り過ぎてはいけないと思いつつも結局助けてもらってしまうことが多く、申し訳ないと思っています。今回の委員の話もまた頼ってしまう話で恐縮なのですが、とにかく自信をもって推薦させていただけることは間違いありません。(A)

組合規約の改定に関する説明

1. 法人化に伴う改定

【改定内容】

法人化に伴う非公務員化により、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法等が適用されることに対応した改定。

2. 賛助組合員制度の設置に関する事項

【改定内容】

賛助組合員（年会費 3,000 円）の制度を追加。

【趣旨】

退職組合員との関係を継続するための改定。

3. 特別執行委員設置に関する事項

【改定内容】

執行委員とは別に、執行委員会の業務を補佐する者として、特別執行委員を置く。

【趣旨】

執行委員が 1 年で交替する現状にあつて、運動の継続を保障すること、執行委員を適宜サポートする体制を整えることで運動を強化するために改定。

4. 執行委員長の欠員に関する事項

【改定内容】

執行委員長に欠員が生じた場合、現執行部から代行者の選出を可とする。

【趣旨】

旧規約では「委員長が欠員となった場合は 30 日以内に選挙により選出」しなければならなかった。委員長在任期間中に管理監督者の地位にある役職者に就くことがあったことを踏まえ、団体交渉中に委員長が不在になった場合でも迅速に対応するための改定。

5. 書記長の欠員に関する事項

【改定内容】

書記長に欠員が生じた場合、書記次長が代行することを可とする変更を行う。

【趣旨】

旧規約では「書記長事故あるときはその代理をする」とあつたが、欠員が生じた場合の対応については、明確な定めがなかった。欠員時も含めて書記次長の代行を可とする改定。

6. 執行委員の人数に関する事項

【改定内容】

副執行委員長の人数を1~2名に変更する。

【趣旨】

旧規約では副執行委員長は2名としていたが、2003年から1名体制となっており現状との齟齬が発生していた。2名体制の可能性を維持し、現状を容認するための改定。

7. 会計監査に関する事項

7-1 【改定内容】

監査委員の人数を2名に変更する。

【趣旨】

旧規約では監査委員は3名だったが、監査日程の調整が難行する傾向にあった。また、監査委員は、他の役職との兼任が不可であるため、担当者の選出が困難になりつつあった。規約作成時と比較して予算規模が縮小していることも考慮し、改定した。

7-2 【改定内容】

兼任が認められない役職として、執行委員を明記する。

【趣旨】

第65回定期大会の規約変更で、執行委員を補佐することを目的として特別執行委員が設けられた。特別執行委員は執行委員会には参加せず、議決権もないことから、兼任が認められない役職には該当しないことを明確にするために改定した。

7-3 【改定内容】

専門的資格を有する監査人による監査が、最終的な監査報告と解されるように変更する。

【趣旨】

旧規約では、専門的資格を有する監査人による証明を付記した会計報告に対して、(専門的資格がない)監査委員会が監査を行うこととされており、資格上の上下が逆転していたため改定した。

8. 管理監督者に関する事項

【改定内容】

組合員資格のない管理監督者を、「学長、理事会構成員及びこれらに準じる者」とする。

なお、準じる者とは、各学域長、経営協議会構成員、学長補佐のなかで経営・人事・労務を担当する者、病院長、副病院長、部長、人事・労務・経理を担当する課長、人事・労務に直接かかわる職務を担当する副課長および係長とする。

【趣旨】

旧規約では、労働組合法第2条を記載して組合員資格を定めていた。しかし、学域再編により「管理職」が大幅に増えたため、組合員資格をわかりやすく定める必要がでてきた。労働組合法第2条の趣旨をふまえ、対象者を具体的に明記するための改定。